

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年10月13日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長 他

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月13日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

本日は、広報日程の説明の前に1点御連絡がございます。

本日、法務省より、9月30日の仙台高裁判決に対する上告受理申立てを行ったとの連絡が規制委員会にございました。規制委員会における本件訴訟の担当部署である法規部門の布村参事官が本日は陪席しておりますので、御質問がございましたら、後ほど広報日程の説明の後に、布村参事官と私でお受けしたいと思っております。

それでは、本日の広報日程の御説明に参ります。お手元の広報日程を御覧ください。まずは1番の原子力規制委員会についてです。

(1) 第32回原子力規制委員会。議題は4つございます。

議題1、関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）－津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応－。こちらは、関西電力高浜発電所に係るいわゆる警報なし津波に関する設置変更許可に関しまして、審査書の案の取りまとめ、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取、意見の募集の実施について委員会に諮るものです。

続きまして、議題2です。放射性物質の輸送に関するIAEAの安全要件の取り入れ及びIRRSの指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示、ガイド及び内規の一部改正案に対する意見募集の結果並びに放射線審議会への諮問について。こちらは、8月19日の原子力規制委員会におきまして、核燃料物質や放射性同位元素等の輸送に関する規則等の改正案について、意見募集の実施が了承されました。その意見募集の結果を報告するとともに、放射線審議会への諮問について委員会に諮るものです。

続きまして、議題3です。関西電力株式会社からの高浜発電所3号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る報告に対する評価及び今後の対応について（案）。こちらは、関西電力高浜発電所から2月18日に報告のあった法令報告事象に関し、関西電力から9月7日に原因と対策に関する報告を受けております。その報告に対する評価と今後の対応について、委員会に諮るものです。

最後です。議題4、原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について（案）。こちらは、規制委員会における文書管理の要領を定める委員会決定に関しまして、他法令の改正に伴う条ずれのほか、業務の効率化や記載の適正化のための改正案を委員会に諮るものです。

規制委員会の関係は以上となります。

続きまして、2番の審査会合の関係です。

1枚飛ばして3ページ目を御覧ください。一番最後になります。10月19日月曜日、（10）第84回特定原子力施設監視・評価検討会。議題は幾つかございます。

議題1-1は、福島第一原子力発電所のタービン建屋などの滞留水の処理状況について、東京電力から説明を受けるものです。

議題1-2は、3号機の原子炉格納容器の水位低下に向けて、サプレッションチェンバ内の水を調査した結果について説明を受けるものです。

議題1-3は、建屋への地下水や雨水の最近における流入量を評価した結果とか、いわゆる建屋の屋根の修繕状況について説明を受けるものです。

議題2は、8月17日から20日にかけて実施された2号機の原子炉への注水停止試験の結果について、東京電力から説明を受けるものです。

議題3は、令和2年度第2四半期に実施した規制委員会の保安検査の結果と要改善事項について、規制庁担当者から説明を行うものです。

私からは以上となります。

#### <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

一番後ろのヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

1点だけ。金曜日の事故分析の検討会なのですけれども、追加で公開される映像というのはもうないのでしょうか。

○児嶋総務課長 我々は現時点では承知しておりません。確認いたします。

○記者 それから、前後しますけれども、定例会の議題3、蒸気発生器伝熱管の損傷で再起動のほうがちよっと遅れているという話、その先が進んでいないということなのですが、現状における伝熱管の損傷の対応を評価して、それで十分なのかどうかということを委員間で話し合うということによろしいですね。

○児嶋総務課長 そのとおりです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、オオガさん。

○記者 TBSテレビのオオガと申します。

冒頭にお話があった仙台高裁の件の上告についてなのですけれども、こちらではどういった説明がされるのでしょうか。また、上告の理由などもお話しいただけるでしょうか。

○司会 布村参事官からお願いします。

○布村参事官（法務担当） 規制庁法務部門参事官の布村と申します。

上告の関係についての御質問がありましたので、私のほうでまとめて答えたいと思います。

9月30日に言い渡されました東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国家賠償等請求訴訟の仙台高裁判決において、国の損害賠償責任が一部認められました。原子力規制委員会として判決の内容を慎重に精査し、関係省庁とも協議しました結果、国として、最高裁判所の判断を仰ぐ必要があるとの結論に達しまして、本日、上告受理申立てを行いました。

先ほど、理由についての御質問もありましたので、まとめてお答えいたします。

本件訴訟におきましては、一審の原告らから、本件事故前に国が東京電力に対し、本件事故を回避できるような津波対策を講じさせなかったこと、つまり国の規制権限の不行使ですが、これが国家賠償法1条1項の適用上違法であるという旨、主張されておりました。主な争点としては、東京電力福島第一原子力発電所の敷地高を越えるような津波が予見できたかどうかという予見可能性について、また、規制権限を行使して東京電力に津波対策を講じさせていれば、東京電力福島第一原子力発電所の事故を回避することができたかどうか。これは結果回避可能性についての争点ですが、主にはこの2つの争点がございます。

仙台高裁判決は、これらの争点について、まず予見可能性についてですが、長期評価は、国自らが地震に関する調査などのために設置し、多数の専門家が参加した機関である地震調査研究推進本部が公表したもので、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であるとして予見可能性を認め、更に結果回避可能性については、一審被告側において、一審原告らが主張する結果回避措置を講じても、東京電力福島第一原子力発電所事故が回避できなかったことなどを主張・立証すべきであり、これを尽くさない場合には、結果回避可能性があったことが事実上推認される所、そのような主張・立証はなされていないとして、結果、回避可能性を認め、結論としては、本件事故以前に国が東京電力に対して、本件事故を回避できるような津波対策を講じさせなかったこと、つまり国の規制権限の不行使は、国家賠償法1条1項の適用上違法であるという判示をしております。

しかしながら、国としましては予見可能性について、国が規制権限を行使して、民間

の事業者に津波対策を命ずるには十分な科学的根拠を伴う知見が必要であります。仙台高裁の判決が予見可能性の根拠としている長期評価の該当部分、これはつまり明治三陸地震と同様の津波地震が三陸沖の北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとしている部分ですが、この部分は十分な科学的根拠を伴う知見ではなかったから、予見可能性はなかったということ。また、結果回避可能性については、長期評価の該当部分を前提に試算される津波と実際の津波とは、規模や対応が全く異なっており、仮に長期評価の該当部分に基づいて東京電力に津波対策を命じても、東京電力福島第一原子力発電所の事故は防げなかったから、結果回避可能性もなかったと考えております。

これらのことなどから、仙台高裁判決の判断は、国家賠償法1条1項等の法令の解釈を誤るものであると考えます。

また、ほかの同種の訴訟が多数継続しておりまして、国の責任に関する判断が分かれております。仙台高裁の判決を除く地裁レベルの判決では、国の責任を認めるものと認めないものが7つずつという状況です。この状況において、このまま仙台高裁判決を確定させると、異なる裁判所の判断が併存することになるおそれもあります。

以上のことなどから、最高裁の判断を仰ぐ必要があるとの結論に至ったものです。

今後、最高裁で国の主張が認められますよう、関係省庁と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○司会 オオガさん、よろしいですか。

○記者 もう一つ追加で。

今回こういった判断に至ったことに関しては、委員会や規制庁内部ではこういった議論の経過でこういう判断に至ったとかはありますでしょうか。

○布村参事官（法務担当） 既に公表しておりますように、10月2日の非公開の臨時会の議論で、仙台高裁の判決結果を受け、対応方針について審議はしておりますが、その協議の経過の詳細については、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

ヨシノさん、お願いします。

○記者 質問ではないのですが、頭のところを録り忘れてしまったので、もう一度、控訴しましたというところをもう一回話していただけないですか。

○布村参事官（法務担当） 9月30日に言い渡されました東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国家賠償等請求訴訟の仙台高裁判決におきまして、国の損害賠償責任が一部認められました。原子力規制委員会として、判決の内容を慎重に精査し、関係省庁とも協議しました結果、国として、最高裁判所の判断を仰ぐ必要があるとの結論に達し、本日、上告受理申立てを行いました。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

フジイさん。

○記者 共同通信のフジイです。

仙台高裁判決の件に関してなのですが、原告の方たちは上告をしないでほしいという形で要望もされていたと思うのですが、そのことについてのコメントがあればお願いします。

○布村参事官（法務担当） 上告の理由については、先ほどお話ししたとおりでございます。最高裁の判断を仰ぐ必要があると考えております。原子力規制委員会としましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえまして、二度とこのような事故を起こさないよう、原子力規制について、引き続き厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○司会 ほかにございますでしょうか。

フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

同じく関連した質問なのですが、今回争点となっているポイントの一つに、長期評価の知見をどう捉えるかというところがあったと思うのですが、そこについては、改めてになりますか、当時としてはしんしゃくすべき知見ではなかったということに改めて訴えていくということになるのでしょうか。

○布村参事官（法務担当） 先ほど申し上げましたとおり、国が規制権限を行使して、民間の事業者に津波対策を命じるに十分な科学的根拠を伴う知見とは評価していないということになります。

これ以上の詳細につきましては、今後、上告受理申立ての理由書の中で明らかにしていく予定でありますので、現時点でお答えすることは差し控えたいと思います。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

この上告受理申立てを行ったという発表は、政府内で原子力規制委員会以外ではやっていないのでしょうか。

○児嶋総務課長 それは私からお答えします。

現時点では規制委員会のみです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。  
ありがとうございました。

—了—